

平成18年(ワ)第2440号 商標権確認等請求事件

口頭弁論終結日 平成18年4月18日

	判	決
原	告	株式会社ア ند ス
同訴訟代理人弁護士		田 中 清 治
被	告	ア ند ス 商 事 株 式 会 社
同特別代理人弁護士		小 海 範 亮
	主	文

- 1 被告は、原告に対し、別紙商標権目録1ないし4記載の各商標権の持分4分の1につき、平成11年11月15日の譲渡を原因とする移転登録手続をせよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が被告に対し、被告から別紙商標権目録1ないし4記載の各商標権（以下「本件各商標権」という。）につきそれぞれ持分4分の1の譲渡を受けたとして、同持分に係る移転登録手続を請求する事案である。

第3 当事者の主張

1 原告の請求原因

(1) 当事者

原告は、ハム及びソーセージ類の製造及び販売を業とする株式会社であり、被告は、ハム及びソーセージ類の販売を業とする株式会社である。なお、被告は、平成12年11月16日、東京地方裁判所から破産宣告を受けたが、その後、破産手続は終了した。

(2) 被告の持分

被告は、平成11年11月15日当時、本件各商標権につき、それぞれ持分4分の1ずつの持分を有していた。

(3) 譲渡契約

被告は、平成11年11月15日、原告に対し、他の共有者の同意の下で、上記各持分を譲渡する旨の合意をした。

(4) よって、原告は、被告に対し、上記各持分につき、移転登録手続を求める。

2 被告の認否

1 (1)については認め、その余は知らない。

第4 当裁判所の判断

1 証拠（甲1ないし3，5ないし15。書証の番号には枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 雪印食品株式会社は、もと別紙商標権目録1，2及び4記載の各商標権の商標権者であったところ、遅くとも昭和59年10月31日、被告に対し上記各商標権の持分4分の2を、原告に対し同4分の1を、アンデス食品株式会社に対し同4分の1を、それぞれ譲渡し、昭和60年6月10日、それぞれその旨の移転登録がされた（甲2，5，6，8ないし10，12）。

(2) 別紙商標権目録3記載の商標権については、もと、被告が持分4分の2を、原告が同4分の1を、アンデス食品株式会社が同4分の1を、それぞれ有していた（甲7，11）。

(3) 被告は、遅くとも平成9年7月28日ころ、アンデス火腿株式会社に対し、本件各商標権の持分各4分の1を譲渡し、平成10年2月23日、それぞれその旨の移転登録がされた。その結果、被告の本件各商標権に対する持分の割合は各4分の1となった（甲3，5ないし12）。

(4) 被告は、平成11年11月15日、原告との間で、他の共有者の同意の

下で、本件各商標権の持分各4分の1を原告に譲渡するとの合意をした（甲1、13ないし15、弁論の全趣旨）。

2 前記1認定の各事実によれば、被告は、原告に対し、上記譲渡契約に基づき、各持分につき、移転登録手続をする義務がある。

したがって、原告の本件請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第47部

裁判長裁判官 高 部 眞 規 子

裁判官 中 島 基 至

裁判官 田 邊 実